

「筑後川水系下流圏域河川整備計画(原案)」に対し意見表明**～気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等に備えるための河川整備に意見表明～**

一般社団法人日本損害保険協会九州支部委員会(委員長：大塚 竜二 東京海上日動火災保険株式会社専務執行役員)では、2024年7月1日付で公表された「筑後川水系下流圏域河川整備計画(原案)」の意見募集に対し、7月12日付で意見表明を行いました。

当該計画は、河川整備基本方針に沿って、今後概ね20年かけて実施する具体的な工事や維持管理について定めるものとなっており、①法律改正及び答申等を踏まえた「流域治水」、「DXへの取り組み」、「持続可能な社会の形成」に関する記載の追記、②平成29年7月洪水対応の記載(新たにダムの洪水調節機能の強化及び河道掘削等)、③その他の事項による修正(統計データの修正、計画の進捗アップデート)が主な内容となっております。

九州支部委員会では、浸水被害の軽減を目標としたハード対策に取り組むことに加えて、住民自らが命を守るための事前の備えや、避難行動を支援するためのソフト対策や、総合内水対策計画をはじめとする内水対策に関して次の意見を表明しております。

《主な意見内容》

◆22頁 第2章 河川の現状と課題 2-1 利水の現状と課題 1. 洪水対策

度重なる筑後川の下流圏域の洪水被害の軽減のために、適時適切な河川改修を実施されてきたことに敬意を表します。

それにも関わらず、近年の自然災害の激甚化等もあり、「未だ目標とする流量に対する流下能力が不足する区間があり、今後とも河川整備を進める必要があります。」との課題認識に賛同いたします。

◆24頁 2. 内水対策

本報告書の内水の定義は、44頁にあるように「本川水位が高い場合、自然排水ができずその流域内に湛水が生じること。筑後川の水位が高いことによる支川の溢水・越水によるものも内水と表記している。」とあり、国が管理する筑後川本流の流下能力も内水氾濫の原因であることがうかがわれますが、県として「内水被害の被害拡大や被害軽減に努めていく必要があります。」との記載部分について、より踏み込んだ認識をお示しいただきたい。

◆40頁 3-4 洪水等による災害の防止又は軽減に関する目標 1. 洪水対策

本計画においては、これまでの洪水被害を想定したうえで、安全に流下されることを目的として、各河川の具体的な整備目標を示しており賛同いたします。

なお、42頁の「2. 内水対策」の2パラの「また、住民が自ら生命を守るための事前の備えや、～浸水被害の最小化を目指しています。」は、「1. 洪水対策(外水氾濫)」のほうが、内水氾濫より危険度が高く、さらに整備期間も長期になると考えると「1. 洪水対策」においても、ハード対策とともにソフト対策を進めるべきと思慮いたします。

◆42頁 3. 地震・津波対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方の広範囲にわたって河川堤防が被災し、被災箇所は2,000箇所を超え、このなかには、堤防機能を失するような大規模な被災も含まれていたことも考えると、ご指摘のとおり、大規模な地震動に対する河川管理施設の耐震対策は必須のものと考えます。